

## 旭川市公立大学法人準備委員会の会議ルール（案）

## 1 会議の公開

- ・会議については、一部非公開とする。

## 2 会議開催の事前公表及び報告

- ・会議開催前は、「会議開催のお知らせ」について市のホームページに掲載し、あらかじめ公表する。
- ・会議終了後は、公開部分の会議録等を市のホームページに掲載する。

## 3 会議録の作成及び公表

- ・会議の記録については、発言者と発言の要旨を記載した要点記録とする。
- ・会議録の作成のため、会議の音声を録音し会議録作成後はデータを削除する。
- ・会議録については、委員の確認を経て、市のホームページにより公表する。

## 4 委員名簿

- ・委員名簿については、市のホームページにより公表する。

## 【参考】旭川市情報公開条例（関係箇所抜粋）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない。

— 中略 —

(4)市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

— 中略 —

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならないただし、次掲げる情報を除く。

(1)法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(2)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

(3)公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分